

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 日本政府現地出先
機関（総理府南方連絡事務所） 1

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43395

日本政府連絡事務所設置

参考

(四) 琉球諸島における日本政府連絡事務所の設置に関する件 (仮訳) (二七、二八、二九)

連合国最高司令官は、アメリカ合衆国政府に對し、琉球諸島及びその必要が生ずるときは準領事事務の遂行に關連する諸問題を取扱う目的のために、琉球諸島に日本政府連絡事務所()として知られる一又は幾個の事務所を設置するための招請状を差し出すものである。

琉球諸島は現在アメリカ合衆国の管理下にあり、且つ平和条約第三条の條項に基き琉球諸島に對するアメリカ合衆国の管轄權は將來ある期間存続することが予測せられるので、適當な日本政府機關が同諸島の日本人渡航者のために應じ世話し、日本政府と同諸島におけるアメリカ合衆国当局との間に相互的利益關係ある種々の事項について適切な連絡をはかる必要があるものと思考せられる。

それ故に、日本政府連絡事務所が設置せられ、右連絡事務所は法律により日本政府と琉球諸島において一時的に居住し又は同諸島に永任する者との間に

に直接連絡を必要とする如き事務を種方式的に處理する組織が与えられることを提案する。右業務中に渡航、渡航文書の作成、貿易及び渡航に關する情報、運輸日本船員に對する援助、政府忠告、文法、教養者遺骨の處理、船隻の処分及び通貨の兌換に關する事項及び右に關連して日本政府との直接通信を行うこととともに事情により必要とするその他の事項を含むべきものと予測せられる。

本招請状は、前記何れの諸事務所も琉球諸島におけるアメリカ合衆国管理当局の事前の許可を条件として行使せらるべきものであるとの了解のもとに発せられたものである。処理せらるべき正確な事務の範圍は、尋折日本政府と琉球諸島におけるアメリカ合衆国管理当局との間で定められ且つ合意せらるべきものである。

右事務所は琉球諸島におけるアメリカ合衆国民政府及びその後継者に對し派遣されるべきものであり、琉球諸島住民に對してはいかなる政治的又は行政的管轄權も行使するものではない。日本政府連絡事務所の職員は、外交官又は領事官の官称又は免除權をもたないものとする。



遠隔事務所の一は沖縄那覇に、他の一の事務所は奄美大島名瀬に設置せられることも提案する。アメリカ合衆国政府は日本政府に対し陸路送行に必要な施設の補建及び右事務所の運営に必要な通貨交換の取計につききめらゆる援助を提供するものである。

日本政府は前述の事項に關する見解をなるべく速かにアメリカ合衆国政府に通報することを要請せられている。

Diplomatic Section

Tokyo
14 April 1952

MEMORANDUM FOR: Japanese Ministry of Foreign Affairs
SUBJECT: Establishment of Japanese Government Liaison
Offices in the Ryukyu Islands

The Supreme Commander for the Allied Powers, on behalf of the Government of the United States, extends to the Japanese Government an invitation to establish in the Ryukyu Islands an office or offices, to be known as Japanese Government Liaison Offices, for the purpose of handling problems in connection with travel of Japanese nationals to the Ryukyu Islands, travel of residents of the Ryukyu Islands to Japan, and the performance of quasi-consular functions as the need therefor arises.

Since the Ryukyu Islands are presently under United States administration and since, under the terms of Article 3 of the Japanese Peace Treaty it is contemplated that United States jurisdiction over the Ryukyu Islands will continue for some future period, it is suggested that a need will exist for an appropriate Japanese Government agency to look after the needs of Japanese travelers to the Islands and to effect proper liaison between the Japanese Government and the United States administering authorities of the Islands on various matters of mutual interest.

It is, therefore, proposed that Japanese Government Liaison offices be established and empowered by law to perform all such functions locally in the Ryukyu Islands, as may require direct contact between the Japanese Government and persons temporarily present or permanently residing in the Ryukyu Islands. It is contemplated that these functions shall include matters pertaining to travel, travel documentation, trade and travel information, assistance to distressed Japanese seamen, payment of Government pensions, disposition of remains of war dead, financial transactions and currency conversion, and other matters as circumstances may require, together with the carrying on of direct communication with the Japanese Government in connection therewith.

This invitation is extended upon the understanding that exercise of any of the foregoing functions shall be contingent upon prior permission of the United States administering authority for the Ryukyu

①

Islands. The exact functions to be performed shall be defined and agreed upon from time to time between the Japanese Government and the United States administering authority in the Ryukyu Islands. The proposed offices shall be accredited to the United States Civil Administration of the Ryukyu Islands and its successor and shall exercise no political or administrative jurisdiction over the inhabitants of the Ryukyu Islands. Personnel of the Japanese Government Liaison office shall have no diplomatic or consular titles or immunities.

It is suggested that one liaison office be established at Naha, Okinawa, and a second office at Naze, Amami Oshima. The United States Civil Administration will extend all possible assistance to the Japanese Government in the procuring of the necessary operational facilities and in arranging for currency exchange where necessary for the operation of these offices.

It is requested that the Japanese Government inform the Government of the United States of its views in the foregoing matter at its earliest convenience.

Niles W. Bond
Acting Chief
Diplomatic Section

(琉球諸島における日本政府連絡事務所の所掌業務)

(昭三八年)

一九五三年十一月一日実施

之二〇五号

アメリカ合衆国大使館は外務省に敬意を表するとともに、連合国最高司令官、総司令官、外交局から同省に於て琉球諸島における日本政府連絡事務所の設置に関する一九五二年四月十四日付覚書及びこれに対する六月二十五日同省回答に言及する光榮を有する。

前記覚書が四項に關し、大使館は以下に記載する諸職務が琉球諸島における日本政府連絡事務所によつて行わるべきものであることを提案する。

- 1 日本国民や琉球諸島に旅行するもの又は琉球諸島に一時滞在するものへの身分証明書を発行し、更新し及びその有効期間を延長すること。
- 2 外国人より日本への仮入国許可申請書を受理し、これを日本政府に送付すること及び入国許可書を日本政府から受領した時にこれを当該申請者に交付すること。

②

日本の入国管理法令により必要とされている認証書又は証明書を申請者の渡航文書に添付すること。

- 3 日本政府及び関係者に対し琉球諸島と日本との間の旅行に關する情報を提供すること。
- 4 琉球諸島と日本との間の貿易を促進すること。但し、市況、為替、關稅管理及び一般の貿易關係資料に關する情報を蒐集しこれを交換することを含むものとする。

日本国民と琉球住民との間の商業上の接觸を増進し及び両地域間の商取引を促進するよう援助すること。

- 5 琉球諸島と日本との間の、学生、國民指導者、文化及び教育の交換又は交流の計畫を發展助長するよう援助すること。
- 特に、他の地域に旅行する学生のための教育訓練施設を確保し、及びこれらの学生のために旅行及び宿泊に關し便宜供与するよう両地域間相互に援助すること。
- 6 檢疫及び衛生法規に關する資料、伝染病に關する情報並びに勸導

①

陸及び人の衛生に関するその他の情報を蒐集し、琉球諸島と日本との間に交換すること。

7 琉球諸島所在の合衆国行政機関と協議して日本籍船舶に対する義務に關し必要を措置をとること。琉球諸島に發着する日本籍航空機の場合にも必要とする類似の措置をとること。

8 琉球諸島に一時的に滞在している日本国民の逮捕、拘留及び裁判に關し及び日本から積送された物品の税関による押収又は留置に關する事項につき琉球諸島における合衆国行政機関と協議すること。

9 次の各項に掲げる日本国民に対し責任ある措置をとり、合衆国行政機関から要求された時にはその身柄と私有品を保管し及び身柄又は私有品を日本に送還するための手配をすること。

A 船員で海難にあひ、解職され、困窮し、若しくは窮乏しているもの又は旅行者

B 権限ある裁判所により又は合衆国行政機関の命により日本に退去又は送還を命ぜられたる者

10 琉球諸島において死亡した日本国民の遺骸及びその私有品

左の事項に關し、必要を情報を集め、申請書及び資料を受理して日本政府に送付し及び手配をとること。

A 元日本政府職員、元軍人軍属又は死亡した恩給受給者又は元軍人軍属の遺族として受くべき恩給等の琉球諸島住民に対する支払

B 日本政府に対する日本の郵便貯金勘定、銀行預金、証券その他明らかを債務に關する琉球住民の請求権の解決

要求された場合には、出生、婚いん、死亡、教育機関の卒業、開業又は特殊技能の資格等の種類似事項等の証明等身分及び資格に關する証明を適當な所からとりよせ及び証明を行うよう援助すること。

12 琉球諸島において戦死した日本国民の遺骨及びその遺品の収容及び処理（日本への送還を含む。）のための公の計畫を實施するようとりはからうこと。

13 琉球諸島において事業を經營する日本の商社及び個人、並びに日本国民でこれらの商社及び個人に雇用されるものに対し日本の労働

及び労働者災害補償関係法令の適用規定に關し助言すること。

大使館は、以上列記の諸職務中に用いられた言葉に對しこれを明確にするために次の諸定義を下す。

「日本国民」とは、北緯二十九度以北の日本諸島に常住する日本國民を意味するものとする。

「琉球諸島」とは、北緯二十九度以南、北緯二十四度以北の南西諸島（大東諸島を含む）のみを含むものとする。

「外国人」とは、日本又は琉球諸島に永住する者以外のすべての者を意味するものとする。

「日本籍船舶」とは、日本國旗を掲げ、且つ、日本運輸省に登録してあるすべての船舶を含むものとし、琉球諸島にその母港を有し、且つ、合衆國行政機關又は琉球政府に登録してあるものは含まないものとする。

一九五二年四月十四日及六月二十五日付の交換公文中のべられた合衆國政府と日本政府との間の了解、即ち、前記の諸職務を行はば併う日常の行政事務を除き、日本政府連絡事務所と琉球政府又は琉球住民との間の接触は日本政府連絡事務所が派遣された琉球諸島に於ける合衆國行政機關を通じて行われねばならぬ旨を参照されたい。

前記の諸職務の如何なる拡大又はこれらの本質的修正は、大使館と外務省との間の新かを公文交換により行われねばならぬものと了解する。

前記諸案に對し日本政府が同意する旨確認されることお願ひする。

一九五三年五月二十一日

在東京、米國大使館

THE FOREIGN SERVICE
OF THE
UNITED STATES OF AMERICA

No. 2205

The Embassy of the United States of America presents its compliments to the Ministry of Foreign Affairs and has the honor to refer to the memorandum of April 14, 1952, from the Diplomatic Section, SCAP, to the Ministry on the subject of establishment of Japanese Government Liaison Offices in the Ryukyu Islands and the Ministry's note of June 25 in reply thereto.

With reference to the fourth paragraph of the memorandum above mentioned, the Embassy proposes that the functions described below be undertaken by the Japanese Government Liaison Offices in the Ryukyu Islands:

- (1) To issue, renew and extend certificates of identity for residents of Japan traveling or temporarily residing in the Ryukyu Islands.
- (2) To accept and transmit to the Japanese Government applications for provisional entry clearances to Japan from foreign nationals and to deliver to such applicants the provisional entry clearances when received from the Japanese Government. To affix to the applicants' travel documents such clearances or certificates as may be required by Japanese immigration laws or regulations.
- (3) To furnish to the Japanese Government and to interested persons information regarding travel between the Ryukyu Islands and Japan.

(7) To

(4) To promote trade between the Ryukyu Islands and Japan, including the gathering and interchange of information of market conditions, currency exchange, customs controls and trade data generally. To assist in developing commercial contacts between residents of Japan and the Ryukyu Islands and in expediting commercial transactions between the two areas.

(5) To assist in the development and operation of programs for student, national leader, cultural and educational exchange between the Ryukyu Islands and Japan; in particular, to assist each area in obtaining educational training facilities for students traveling to the other area and in facilitating travel and lodging arrangements for such persons.

(6) To gather and exchange between the Ryukyu Islands and Japan quarantine and health regulations data, information regarding epidemics and other health information relating to plants, animals and human beings.

(7) In coordination with the United States administration in the Ryukyu Islands, to take necessary measures relating to services to vessels of Japanese registry. To take similar measures as may be required in the case of aircraft of Japanese registry making landings in the Ryukyu Islands.

(8) To confer with the United States Administration in the Ryukyu Islands in matters concerning the arrest, detention and trial of residents of Japan temporarily in the Ryukyu Islands and concerning customs seizure or detention of goods transported from Japan.

(9) To

(9) To assume responsibility for residents of Japan in the following categories, to take custody of their persons and effects when requested by the United States Administration and to arrange for the return of the persons and/or property to Japan:

(A) Ship-wrecked, removed, distressed or indigent seamen or travelers.

(B) Persons ordered deported or returned to Japan by a court of competent jurisdiction or by order of the United States Administration.

(C) Remains and personal effects of deceased residents of Japan whose deaths occur in the Ryukyu Islands.

(10) To gather necessary information, receive and transmit to the Japanese Government application forms and data and to carry out procedures relating to the following:

(A) Payment to residents of the Ryukyu Islands of pensions due them as former employees of the Japanese Government, as veterans of the military services or as surviving relatives of deceased pensioners or veterans.

(B) Settlement of claims against the Japanese Government by residents of the Ryukyu Islands in connection with Japanese postal savings accounts, bank deposits, securities or other evidences of indebtedness.

(11) When requested, to assist in obtaining from appropriate sources and to authenticate certificates relating to personal status and qualification, such as certificates of birth, marriage, death,

Examination

graduation from educational institutions, admission to the practice of a profession or skill and similar matters.

(12) To arrange for the execution of any official program for the recovery and disposition, including the return to Japan, of the remains and personal belongings of Japanese war dead in the Ryukyu Islands.

(13) To advise Japanese firms and individuals doing business in the Ryukyu Islands, and such employees of those firms and individuals who are residents of Japan regarding provisions of Japan's labor and employee compensation laws as may be applicable.

For purposes of clarity the following definitions are applied by the Embassy to the terms used in the foregoing list of functions:

"Residents of Japan" shall mean Japanese nationals customarily residing in the Japanese Islands north of 29° north latitude.

"Ryukyu Islands" shall comprise only the Nansai Shoto or "South-western Islands" south of 29° north latitude and north of 24° north latitude, including the Daito Islands.

"Foreign Nationals" shall mean all persons other than those permanently residing in Japan or the Ryukyu Islands.

"Vessels of Japanese Registry" shall include all vessels flying the Japanese flag and registered with the Japanese Ministry of Transportation but shall not include any vessel with a home port in the Ryukyu Islands and registered with the United States Administration or the Government of the Ryukyu Islands.

Reference

Reference is made to the understanding between the Governments of the United States and Japan, previously expressed in the exchange of notes on April 14 and June 25, 1952, that contacts between the Japanese Government Liaison Offices and the Government of the Ryukyu Islands or residents of the Ryukyu Islands, except on routine administrative matters involved in the execution performance of the above listed functions, shall be conducted through the office of the United States administration in the Ryukyu Islands to which the Japanese Government Liaison Offices are accredited. It is understood that any extension or substantial modification of the functions listed above shall be accomplished through additional exchanges of notes between the Embassy and the Ministry.

Confirmation of the concurrence by the Japanese Government in the foregoing proposals is hereby requested.

American Embassy,
Tokyo, May 21, 1953.

一、琉球諸島における日本政府連絡事務所の設置
に關する件

昭和二十七年四月十四日

連合国最高司令官官覚世

連合国最高司令官は、アメリカ合衆国に代り、日本政府に対し、琉球諸島への日本国民の渡航、琉球諸島在住者の日本への渡航及びその必要が生ずるときは準領事事務の遂行に關連する諸問題を取扱う目的のために、琉球諸島に日本政府連絡事務所として知られる一又は数個の事務所を設置するための招請状を差し出すものである。

琉球諸島は現在アメリカ合衆国の管理下にあり、且つ平和条約第三条の条項に基き琉球諸島に対するアメリカ合衆国の管轄権は将来ある期間存続することが予測されるので、適当な日本政府機関が同諸島への日本人渡航者の求めに応じ世話し、日本政府と同諸島におけるアメリカ合衆国管理局との間に相互的利害關係ある種々の事項について適切な連絡をはかる必要があるものと思考せられる。

それ故に、日本政府連絡事務所が設置せられ、右連絡事務所は法律により日本政府と琉球諸島において一時的に居住し又は同諸島に永住する者との間に直接連絡を必要とする如き事務を地方的に処理する権限が与えられることを提案する。

右業務中には渡航、渡航文書の作成、貿易及び渡航に關する情報、遭難日本船員に対する援助、政府恩給の支払、戦没者遺骨の処理、財政的処分及び通貨の脱換に關する事項及び右に關連

7/1/27

して日本政府との直接通信を行うことと共に事情により必要とするその他の事項を含むべきものと予測せられる。
本招請状は、前記何れの諸事務も琉球諸島におけるアメリカ合衆国管理局の事前の許可を条件として行使せらるべきものであるとの了解のもとに発出せられたものである。
処理せらるべき正確な事務の範囲は、時折日本政府と琉球諸島におけるアメリカ合衆国管理局との間で定められ且つ合意せらるべきものである。
右事務所は琉球諸島におけるアメリカ合衆国民政府及びその後継者に対し派遣されるべきものであり、琉球諸島住民に対してはいかなる政治的又は行政的管轄権も行使するものではない。
日本政府連絡事務所の職員は、外交官又は領事官の官称又は免除権をもたないものとする。
連絡事務所の一は沖繩郡に、他の一の事務所は奄美大島名瀬に設置せられることも提案する。
アメリカ合衆国政府は日本政府に対し職務遂行に必要な施設の調達及び右事務所の運営に必要な通貨交換の取計につきあらゆる援助を提供するものである。
日本政府は前述の事項に關する見解をなるべく速やかにアメリカ合衆国政府に通報することを要請せられている。

二、外務省回答口上書

(昭和二十七年六月二十五日)

口・上 書

日本国外務省は、在本邦アメリカ合衆国大使館に敬意を表すると共に、アメリカ合衆国政府が日本国連絡事務所を琉球諸島に設置するよう招請する一九五二年四月十四日付同省あて連合国最高司令官總司令部覚書を受領し、右に關して那覇日本政府連絡事務所を沖繩郡那覇に、同事務所出張所を奄美大島名瀬に設置することに決定した。旨を通報するの光榮を有する。
同事務所及び出張所は本年七月下旬に設置される予定であるが、右設置に關してアメリカ合衆国関係当局の格別の協力を希望する。

三、琉球諸島における日本政府
連絡事務所の所掌業務

第二〇五号

一九五三年五月二十一日

在東京米國大使館

アメリカ合衆国大使館は外務省に敬意を表すると共に、連合国最高司令官、總司令部外交部から同省にあてた琉球諸島における日本政府連絡事務所の設置に關する一九五二年四月十四日付覚書及びこれに対する六月二十五日同省回答に言及する光榮を有する。

前記覚書第四項に關し、大使館は以下に記載する諸職務が琉球諸島における日本政府連絡事務所によつて行わらるべきものであることを提案する。

- 一、日本国民で琉球諸島に旅行するもの又は琉球諸島に一時滞在するものの身分証明書を発行し、更新し及びその有効期間を延長すること。
- 二、外国人より日本への仮入国許可申請書を受領し、これを日本政府に送付すること及び入国許可書を日本政府から受領した時これを当該申請者に交付すること。
日本の入国管理法令により必要とされている認証書又は証明書を申請者の渡航文書に添付すること。
- 三、日本政府及び関係者に対し琉球諸島と日本との間の旅行に關する情報を提供すること。
- 四、琉球諸島と日本との間の貿易を促進すること。担し、市況為替、関税管理及び一般に貿易關係資料に關する情報を蒐集しこれを交換することを含むものとする。
日本国民と琉球住民との間の商業上の接触を増進し及び両地域間の商取引の促進するよう援助すること。
- 五、琉球諸島と日本との間の学生、國民指導者、文化及び教育の交換又は交流の計画を發展助長するよう援助すること。
特に、他の地域に旅行する学生のための教育訓練施設を確保し、及びこれらの学生のための旅行及び宿泊に關し便宜供与するよう両地域間相互に援助すること。
- 六、検疫及び衛生法規に關する資料、伝染病に關する情報並びに動植物及び人の衛生に關するその他の情報を蒐集し、琉球諸島と日本との間に交換すること。
- 七、琉球諸島所在の合衆国行政機関と協調して日本籍船舶に対する役務に關し必要な措置をとること。琉球諸島に到着する

- 日本籍航空機の場合にも必要とする類似の措置をとること。
- 八、琉球諸島に一時的に滞在している日本国民の逮捕拘留及び裁判に關し及び日本から積送された物品の税関による押収又は留置に關する事項につき琉球諸島における合衆国行政機関と協議すること。
- 九、次の各項に掲げる日本国民に対し責任ある措置をとり合衆国行政機関から要求された時にその身柄と私有品を保管し及び身柄又は私有品を日本に送還するための手配をすること。
- A 船員で海難にあい、解職され、困窮し、若しくは窮乏しているもの又は旅行者。
- B 権限ある裁判所により又は合衆国行政機関の令により日本に退去又は送還を命ぜられたる者。
- C 琉球諸島において死亡した日本国民の遺骸及びその私有品。
- 十、左の事項に關し、必要な情報を集め、申請書及び資料を受理して日本政府に送付し及び手続をとること。
- A 元日本政府職員、元軍人軍属又は死亡した恩給受給者又は元軍人軍属の遺族として受くべき恩給等の琉球諸島住民に対する支払。
- B 日本政府に対する日本の郵便貯金勘定、銀行預金、証券その他明らかなき債務に關する琉球住民の請求権の解決。
- 十一、要求された場合には、出生、婚いん、死亡、教育機関の卒業、開業又は特殊技能の資格その他類似事項等の証明等身分及び資格に關する証明を適當な所からとりよせ及び証明を行うよう援助すること。
- 十二、琉球諸島において焼死した日本国民の遺骨及びその遺品の収集及び処理（日本への送還を含む）のための公の計画を実施するようとりはからうこと。
- 十三、琉球諸島において事業を經營する日本の商社及び個人並びに日本国民でこれらの商社及び個人に雇用されるものに対し日本の労働及び労働者災害補償関係法今の適用規定に關し助言すること。
- 大使館は、以上列記の諸職務中に用いられた言葉に対しこれを明確にするために次の諸定義を下す。
- 「日本国民」とは、北緯二九度以北の日本諸島に常住する日本国民を意味するものとする。
- 「琉球諸島」とは、北緯二九度以南、北緯二四度以北の南西諸島（大東諸島を含む）のみを含むものとする。
- 「外国人」とは、日本又は琉球諸島に永住する者以外のすべての者を意味するものとする。
- 「日本籍船舶」とは、日本国旗を掲げ、且つ、日本運輸省に登録してあるすべての船舶を包含するものとし、琉球諸島にその母港を有し、且つ、合衆国行政機関又は琉球政府に登録してあるものは含まないものとする。
- 一九五二年四月十四日及六月二十五日付の交換公文中にのべられた合衆国政府と日本政府との間の了解、即ち、前記の諸職務遂行に伴う日常の行政事務を除き、日本政府連絡事務所と琉球政府及び琉球住民との間の接触は日本政府連絡事務所が派遣された琉球諸島における合衆国行政機関を通じて行われねばならない旨を参照されたい。

前記の諸職務の如何なる拡大又はこれらの本質的修正は、大使館と外務省との間の新たな公文交換により行われねばならないものと了解する。

前記提案に対し日本政府が同意する旨確認されることをお願います。

一九五三年五月二十一日
在東京 米 国 大 使 館